

令和元年 8 月 20 日

厚木市長 小 林 常 良 様

厚木市個人情報保護審査会
会 長 玉 巻 弘 光

国保データベース（KDB）システム活用に伴う個人情報の目的
外利用等、本人通知の省略及びオンライン結合による保有個人情報
の提供について（答申）

令和元年 7 月 9 日付けで意見を求められた、標記事務における厚木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づく目的外利用等、同条第 2 項の規定に基づく本人通知の省略及び第 12 条第 2 項の規定に基づくオンライン結合による保有個人情報の提供については、7 月 23 日開催の審査会での審議の結果、条例の規定に照らし、その目的及び利用提供形態に格別の問題はなく、実施してよいものと認めますので、その旨答申します。

なお、実施に当たっては、個人情報の不適正利用や流失がないように、実施事務マニュアルや実施担当者の教育のための教育マニュアルを作成し、要配慮個人情報の管理体制を整えることを条件とします。